

## 郡山市児童発達支援センター機能強化事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市地域生活支援事業実施規則（平成18年郡山市規則第64号）第105条に規定する障害児支援体制整備事業として実施する児童発達支援センターの機能強化を図る事業（以下「機能強化事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 機能強化事業は、障がい児やその家族が地域で安心して暮らすことができるよう身近な地域で支援を行う児童発達支援センターに専門職員を配置し、地域における支援機能の充実と強化を図り、障害児支援の基盤整備を推進することを目的とする。

### (実施主体)

第3条 機能強化事業の実施主体は、郡山市とする。ただし、事業の全部又は一部を児童発達支援センターの指定を受けた社会福祉法人又は特定非営利活動法人に委託できるものとする。

### (事業の内容)

第4条 機能強化事業の内容は、次のとおりとする。

#### (1) 多障害等対応地域支援事業

障がいの種別や障がいの特性に応じた専門的かつ適切な支援を実施できる体制整備と適切な支援を行うことが困難な事例に対応できるよう人材育成等に取り組むものとする。

#### (2) 早期専門対応地域支援事業

障がいの早期発見・早期支援に取り組むことができるよう従事職員の専門性の向上を図るための研修等を実施するものとする。

#### (3) 障がい児地域活動支援事業

障がい児が地域活動に円滑に参加できるよう集団適応能力を高める指導・訓練等の事業を行うものとする。

### (専門職員の配置)

第5条 前条の事業を実施するに当たり、児童指導員、保育士等の専門職員を配置するものとする。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。